

## 就学誓約書

東京三立学院  
理事長 直江 昌則 殿

年 月 日

私は、日本国法令及び貴校の定める下記の規則を遵守し、学業に専念することを誓約致します。

1. 入学目的が学習でなく、就労である場合には、入学を許可しない。入学した学生でも入学目的が日本語の学習でないと本校が判断した者は退学処分とする。退学処分を受けた者は、ただちに帰国しなければならない。
2. 入学書類を受理したのもので、入国管理局による在留資格認定証発給の審査および現地大使館等での査証発給の審査により不許可となった場合は、本校への入学はできない。
3. 入学許可後に虚偽の申請等で入学資格がないことが判明した場合は、入学許可を取り消すか、すでに入学している者については退学処分とする。
4. 入学後の一年目は必ず当校の学生寮に入寮する。寮の規則を厳格に遵守する。違反した場合は経済的な面での処罰を受け入れます。
5. 「在留資格認定書」の許可通知書を受け取った後に、当校の学費及び諸費用規定に従って費用を納める（全コースの費用を一括納入することとする）。初次に入金金額が足りない場合は、来日後必ずコース修了までの残金分を当校の指定日までに一括納入することとする。  
注：コース期間内に進学・退学の場合、残期間分の学費は返金します。
6. アルバイトを希望する者は、資格外活動許可書を取得した上で、学業に支障なく日本国法令で許可された範囲で行わなければならない。
7. 本校在学中は、日本語学習のみならず生活環境・アルバイト状況・進路等、本校職員による確認・指導を守り、就学目的に沿った生活を送ることを確約する。
8. 就学状況に問題があり、指導によっても改善がみられない者、または学費を滞納したものは退学処分とする。
9. 在留資格更新および進学決定後の資格変更は、修学状況・学費納入等の問題がないことを条件として、所定の手続を本校が行うこととする。
10. 諸事情により在留期間中に本国へ帰国する場合、一時帰国の場合は一時帰国の手続きをし、完全に帰国する場合は退学手続きをした上で、必ず帰国すること。

この誓約に違反した場合、如何なる処分を受けても不服はありません。

※この誓約書は1部作成し、本校に提出します。

### 本人

国籍 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所

上記の者が諸規則を履行しなかった場合、私がすべての責任を負担することを誓約します。

### 経費支弁者

国籍 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_